

令和5年第1回愛荘町議会臨時会会議録

令和5年5月11日（木）午前9時00分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 承認第 1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第36号 契約の締結につき議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6

出席議員（14名）

1番 久保田 正利 君	2番 小 菅 久 宣 君
3番 中 川 喜代和 君	4番 澤 田 源 宏 君
5番 森 野 隆 君	6番 村 田 定 君
7番 上 田 太 治 君	8番 高 橋 正 夫 君
9番 外 川 善 正 君	10番 河 村 善 一 君
11番 瀧 すすみ江 君	12番 竹 中 秀 夫 君
13番 辰 己 保 君	14番 村 西 作 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	中西 功君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長 兼教育振興課長事務取扱	上林市治君
企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	西川傳和君	総 務 政 策 監	生駒秀嘉君

福祉政策監
兼健康推進課長事務取扱
経営戦略課長
生涯学習課長

木村美紀君
田中孝幸君
陌間秀介君

産業政策監
税務課長

北川三津夫君
藤澤雅史君

事務局職員出席者

議会事務局長

森 まゆみ

書

記

伊谷 一 真

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（村西作雄君） 皆さん、おはようございます。田んぼのほうも、この5月の連休でほとんどの田んぼで早苗が植え付けられまして、農家の皆さんはほっと一息されていることと思います。本日、令和5年度第1回の臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位にはお繰り合わせ出席いただきありがとうございます。それでは、ただいまから始めたいと思います。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和5年第1回愛荘町議会臨時会は成立いたしましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長（村西作雄君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村西作雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村西作雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によりまして、6番 村田定君、7番 上田太治君を指名します。

◎会期の決定

○議長（村西作雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日のみと決定しました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（村西作雄君） 日程第3、町長提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） 令和5年第1回愛荘町議会臨時会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございます。政府は5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同等の5類に移行いたしました。これに伴い、感染者の外出自粛や濃厚接触者の取扱い、発熱等症状のある方の医療機関への受診や医療費の負担など、これまでの対策や対応に変更が生じております。町といたしましても、国や県から示される情報に基づき、適切に対処してまいるとともに、住民の皆様への情報提供に努めてまいりたいと存じます。

次に、ワクチン接種につきましては、令和5年度も全ての方に自己負担なしで接種いただけることとされております。オミクロン株対応ワクチンを追加接種可能な方を対象に、秋から冬にかけて1回接種することとしています。そのうち、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者等については前倒しし、5月14日から愛知川公民館において集団接種を開始しておりますので、御安心を頂きたいと存じます。

それでは、臨時会に御提案いたします案件について、御説明を申し上げます。承認案件2件、契約議決案件1件の合わせて3議案を御提案させていただきました。

まず、承認案件2件です。承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額並びに5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたこと、及び新型コロナウイルス感染症に係る減免について、令和4年度相当分で令和5年4月以降に納期限が到来する国民健康保険税まで減免の対象とすることとされたため、本条例の規定について所要の改正を行ったものでございます。

次に、契約の締結につき議決を求めることについてでございます。議案第36号の契約の締結につき議決を求めることにつきましては、文化施設衛生環境等改善工事の変更契約を締結するものでございます。

以上、承認案件2件、契約議決案件1件を令和5年第1回愛荘町議会臨時会に提案させていただきました。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第4、承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書1ページのほうをお願いいたします。承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、御説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこの臨時議会に御報告をさせていただきます、承認をお願いするものでございます。

改正条例説明資料のほうで説明のほうをさせていただきます。まず、1ページのほうをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日から施行されたことから、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

この改正条例の要旨は、1ページの1番から5ページの27番まで記載をしております。法律の改正による条項の挿入や条項のずれなどを除きまして、住民に直接関係する主な改正点について御説明を申し上げます。

まず、1番、4番から6番及び8番から10番につきましては、令和6年度から個人住民税均等割と併せて徴収される国税であります森林環境税の導入に伴い、その徴収方法等について規定するための改正でございます。これらの施行日は、いずれも令和6年1月1日でございます。

次に、3ページ、13番の第82条種別割の税率につきましては、軽自動車税種別

割の税率のうちミニカーの課税区分から3輪以上の特定小型原付を除外することで、当該特定小型原付の税率を50cc以下の原動機付自転車と同じ区分とするための改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和5年7月1日でございます。

次に、4ページをお願いいたします。21番の付則第15条の2の3、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例及び25番の付則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、燃料評価の不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するための改正を行うものでございます。

これらの施行日も令和6年1月1日でございます。

以降は、公布日を施行日とする主な改正でございます。4ページをお願いいたします。

22番の付則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の改正は、令和元年10月1日から課税が始まった軽自動車税の環境性能割について、税率を1%減としている臨時的軽減期限に係る規定が削除されるものでございます。

次に、23番の付則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例の改正につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち50%軽減の特例期限が3年間延長され、25%軽減の特例期限が2年間延長されるものでございます。

次に、26番の付則第17条の改正は、優良住宅の造成のために土地等の譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例における適用期限が3年間延長されるものでございます。

以上が、愛荘町税条例における主な改正点でございます。御審議いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。1つ質疑を行います。

今示された税条例の一部条例に対して、34条の9の2で、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関して、森林環境税の導入に伴う改正を行うという説明があるわけですが、その森林環境税に関して調べていても、また、令和5年度税制改正の大綱を見ても、その関連性が見つからず、その関連性について控除規定との関連性

を聞きたい、聞きたいと思います。

○議長（村西作雄君） 税務課長。

○税務課長（藤澤雅史君） お答えいたします。

ただいま御質問の税条例34条の9についてですけれども、こちら、森林環境税の導入に伴いまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の付則第4条によりまして、地方税法施行令が一部改正されたことから、その所要の改正を行うものでございます。

内容としまして、まず上場株式等に係る配当所得、譲渡所得等から町県民税配当割または株式等譲渡所得割を特別徴収されている人が、その所得について確定申告をされた場合、翌年度の町県民税の所得割から配当割額、株式等譲渡所得割額を控除することになります。さらに、控除することができなかった額につきましては、町県民税の均等割に充当し、さらに充当し切れなかった額について還付するという制度になっております。

それで、今回の改正内容としましては、令和6年度からの森林環境税が町県民税の均等割と併せて徴収されるということになりますので、その森林環境税についても充当の対象としまして、また、充当を納付または納入というように、文言の変更をするための改正でございます。

以上です。

○議長（村西作雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。反対討論を行います。

今、説明でもありました、冒頭、先に言っておきますと、要するに株式譲渡等の譲渡所得額に対するその控除に対して、住民税まで補填をしていくということでありませう。そういったところで反対討論を行います。

今議会に示された税条例の改定は、地方税法の改定によるものです。地方税法の改定には、車体課税におけるメーカー責任、そして地球環境に応えるグリーン特例の延長などの条例改正が行われていますので賛成します。

令和4年12月23日の閣議決定では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振

り向け、資産所得増につなげるため、N I S Aの抜本的拡充、恒久化を行うとともに、スタートアップエコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講じることと合わせて、公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について、最低限の負担を求める措置の導入の税制改定と、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、所得税率1%の不課税、復興特別所得税の充当、振替など、令和5年度税制改革大綱を確認をしたところです。

個人所得課税については、個人の貯蓄を投資へ積極的に振り向けるために、配当額割の所得税及び住民税を免除することを打ち出しています。株式の取得に要した金額の控除等の特例を創設しています。控除の特例は、控除することができなかった場合は県町民税を充当するとしています。

地方税法の改定は、貯蓄をリスクの伴う投資に誘導するための税制改悪、そして株式譲渡所得控除の充当拡大で、大企業、そして富裕層のリスク保証と利益拡大につながる税制改悪です。地方税法の改定は、格差社会の拡大に拍車がかかります。

令和6年1月1日施行日の森林環境税は、地球温暖化防止のための森林吸収源、吸収源対策の実行のため、国土の保全の担い手を市区町村とし、国民に広く負担をを求めることを基本としています。これは、国と企業の責任を免罪するもので賛成することはできません。森林環境税の分配方法に問題があります。集められた税金は、50%が市区町村に存在する森林の面積に応じて、20%が市区町村の林業従事者の数において、そして30%が市区町村の人口に応じて譲与されます。人口配分は、森林が少ないところへ多くの税金が配分されるため、本当に森林環境のために使われるのかが問題です。

森林環境税は年間600億円とされています。地球温暖化防止対策は、国と大企業が責任を持つべきです。株式譲渡所得額の控除額不足を森林環境税からも支払うというとんでもない税制改定です。森林環境に責務を負うべき大企業などが恩恵を受ける仕組みを改めるべきです。国民に新たに600億円の税負担を求める前に、憲法違反の政党助成金を廃止や上場株式譲渡所得課税率の改善をすべきと訴えて討論いたします。

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村西作雄君） 起立多数です。よって、承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第5、承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書7ページをお願いいたします。承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを御説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこの臨時議会に御報告をさせていただきます、御承認をお願いするものでございます。

それでは、改正条例説明資料のほうで御説明をさせていただきます。29ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額並びに5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたこと、及び新型コロナウイルス感染症に係る減免について、その対象範囲が見直されたことにより、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

改正内容ですが、第2条課税額におきまして、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について、現行20万円から22万円に2万円引き上げ、第21条国民健康保険税の減額におきましては、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗ずべき金額を現行28万5,000円から29万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗ずべき金額を現行の52万円から53万5,

000円に引き上げるものでございます。

また、付則第21項におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について、令和4年度相当分で令和5年4月以降に納期限が到来する国民健康保険税まで減免の対象とするものでございます。

本改正の施行日は、いずれも令和5年4月1日でございます。

以上、御審議いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。

国保税の後期高齢者支援分、限度額22万円に対して、26世帯のうち子供が負担している、子供もこの家族構成に入っているという世帯数はどれだけなのかお聞きします。

○議長（村西作雄君） 税務課長。

○税務課長（藤澤雅史君） お答えいたします。

今回の限度額22万引上げに対して26世帯が該当するということになりまして、子供ということで、15歳以下の子供のいる世帯ということになりますと、26世帯のうち4世帯が該当することになります。

以上です。

○議長（村西作雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番。国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対を行います。

今議案の国民健康保険税条例の一部改定は、国保税の後期高齢者支援分の課税限度額を20万円から22万円に引き上げることと、5割、2割軽減基準額を5,000円、1万5,000円引き上げる一部改定です。

当然、国保加入者の軽減基準額が増えるということについては賛成をするものです。しかし、年金生活者など、低所得者が加入するこの国民健康保険、この内容について、本当にしっかりと皆さんが知っていただきたいということでもって、討論をさせてい

たきます。

年金生活者は、物価が上がっているのにマイクロスライド制によって年金額が下がっているわけです。国保加入者の多くは低所得者層で、年金だけでは食べていけないと、短時間就労などを求めて生活費の確保に努められています。

逆に言えば、生活のために働けば、減免基準を超える事態をつくり出すということです。このことを考えると、7割減免基準の引上げがないことに対して、命と生活保護の観点からも矛盾を感じます。

後期高齢者支援分の課税限度額が2万円上がり、国民健康保険税全体の上限額が104万円になります。均等割賦課をなくせば、課税限度額に達しない世帯が増えますし、低所得者の負担軽減が図れます。国保税限度額104万円の負担は、給与所得者の40歳代の夫婦と子供2人の世帯ではおおむね800万円に相当します。

しかし、この給与所得者の40歳代の世帯が協会けんぽの加入者であれば、約50万円の保険料負担です。同じ世帯構成で収入が同じなら、国保加入者は倍の保険税を支払っていることになります。すなわち、国保軽減率5割に該当するわけです。健康と命を守るのに、加入している健康保険組合で格差が生まれています。

国は、保健所の廃止を盾にマイナンバーカードの保持を強制しています。マイナンバーカードの取得は任意です。よって、紙ベースの保険証の交付は、行政の責任で行うべきです。毎年保険証が送られてくることで、安心して医療機関を受診できます。マイナンバーカードは5年更新です。高齢になればなるほど、更新手続はでき得なくなります。また、施設入所の場合は個人申請ですから、更新が難しくなる方も生まれてきます。マイナンバー保険証は診療歴などの情報を集めるオンライン資格確認を始める目的と合わせて、個人財産情報等を組み合わせ、国民一人一人の資産、健康状態を国が把握して、社会保障費の国費を削減する狙いがあります。マイナンバー保険証の押しつけを直ちに撤回することです。国民健康保険制度の、制度があつて魂がないことを訴えて反対といたします。

○議長（村西作雄君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村西作雄君） 起立多数でありました。よって、承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第6、議案第36号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（陌間秀介君） それでは、議案第36号 契約の締結につき議決を求めることにつきまして、説明をさせていただきます。

契約の締結につき議決を求めることについて、次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5項並びに愛荘町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議決をお願いをするものでございます。

内容といたしましては、契約の目的でございますけれども、令和4年度工事第17号、文化施設衛生環境等改善工事でございます。

変更契約の金額でございますけれども、変更前の契約金額といたしまして7,477万8,000円、変更後の契約金額といたしまして7,537万570円。

契約の相手方といたしましては、住所が滋賀県愛知郡愛荘町安孫子240番地。

氏名が、有限会社山本設備工業。代表取締役、山本剛司でございます。

変更の内容といたしましては、アスベストの処分に係ります経費ということでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。よって、議案第36号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村西作雄君） これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（村西作雄君） 町長、挨拶。

○町長（有村国知君） 令和5年第1回愛荘町議会臨時会の閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

今回提案させていただきました案件、承認案件2件、契約議決案件1件でございますが、慎重審議の上、御議決を頂き、誠にありがとうございました。このうち、ハーティーセンター秦荘において改修するトイレにつきましては、町民の皆様喜んでいただける、美しく一層快適な空間となります。町の文化発信の拠点施設として、今後も数多くの皆様に御利用いただきたいと思います。

さて、冒頭の御挨拶でも申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行されました。引き続き、一定の対策が必要ではありますが、社会活動や文化活動、自治会活動などを再開できる状況となりました。今年度は、数年ぶりに町や自治会において様々なイベントや行事、お祭りなども復活、再開されることと存じます。町内、それぞれの地域で大切に受け継がれ、守られてきた伝統や絆が次の世代へしっかりと引き継がれていくことを願うものであります。

今後とも、議員の皆様をはじめ、住民の皆様にはまちづくりに向けて一層のお力添えをお願いいたしますとともに、皆様の御健康と御多幸、そしてますますの御活躍を

心から御祈念を申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○議長（村西作雄君） これをもちまして令和5年第1回愛荘町議会臨時会を閉じます。大変御苦労さまでした。

閉会 午前9時35分

上記会議の次第は事務局長 森 まゆみの記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 6 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 7 番